

平成30年度

川西市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川西市監査委員

令和元年9月5日

川西市長 越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 坂口 美佳

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要	2
2	健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計	3
3	財政規模（健全化判断比率の分母）	4
	健全化判断比率の状況	5
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率（3カ年平均）	8
4	将来負担比率	11
	資金不足比率の状況	14
1	資金不足比率（公営企業ごとに算定）	14
	参考資料	
	阪神7市における比率の推移について	17

（表示の方法）

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第2 審査の期間

令和元年8月5日から同年8月23日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出照査、関係職員からの説明の聴取等を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定はおおむね適正であるものと認めた。

健全化判断比率・資金不足比率 年度比較表

(単位:%)

比率の名称	28年度	29年度	30年度	増減 (ポイント)	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率						
実質赤字比率 1	-	-	-		2 11.78	20.00
連結実質赤字比率 1	-	-	-		2 16.78	30.00
実質公債費比率	11.8	11.4	10.7	0.7	25.0	35.0
将来負担比率	99.7	106.3	117.5	+11.2	350.0	
資金不足比率					経営健全化基準	
水道事業会計 1	-	-	-		20.0	
下水道事業会計 1	-	-	-			
病院事業会計 3	14.0	16.9	14.1	2.8		

1 比率が算定されない場合は、「-」で表示している。

2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、30年度の基準を記載している。

3 資金不足比率において、29年度より比率に有利な算定方法の経過措置が終了している。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、実質赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は10.7%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (3) 将来負担比率は117.5%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

2 資金不足比率

水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足額は生じていない。
病院事業会計の資金不足比率は 14.1%である。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に基づく健全化判断比率（同法第 2 条：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（同法第 22 条）の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準
		財政再生基準
健全化判断比率		
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額	財政規模に応じ 11.25 ~ 15% (30年度当市11.78%)
	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	20%
連結実質赤字比率	連結実質赤字額	財政規模に応じ 16.25 ~ 20% (30年度当市16.78%)
	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	30%
実質公債費比率 (3力年平均)	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)	25%
	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	35%
将来負担比率	将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)	350%
	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	-
資金不足比率 (各企業ごとに算定)	資金の不足額	(経営健全化基準) 20%
	事業規模	-

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない（将来負担比率のみ財政再生基準は設けられていない）。

また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。病院事業においては、平成 26 年度に同基準を上回ったため、平成 28 年 3 月に同計画を策定している。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

当市の平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率等の対象会計

法令等の区分		当市の該当会計				
一般会計等	一般会計	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	一般会計等に属する特別会計	用地先行取得事業特別会計				
		中央北地区土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	↑ 将来負担比率 ↓			
		後期高齢者医療事業特別会計				
		農業共済事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	↑ 将来負担比率 ↓			
		下水道事業会計				
		病院事業会計				
一部事務組合・広域連合	猪名川上流広域ごみ処理施設組合	↑ 将来負担比率 ↓				
	丹波少年自然の家事務組合					
	兵庫県後期高齢者医療広域連合					
	兵庫県市町村職員退職手当組合					
地方公社・第三セクター等	川西市土地開発公社	↑ 将来負担比率 ↓				
	一般財団法人川西市都市整備公社					
	川西都市開発株式会社					
	株式会社パルティ川西					
	公益財団法人阪神北広域救急医療財団					
	社会福祉法人阪神福祉事業団					

↑
資金不足比率
↓

資金不足比率は各企業ごとに算定

団体名は、平成31年3月末現在の名称で記載している。

3 財政規模（健全化判断比率の分母）

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として「標準財政規模〔地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策債発行可能額を含む）〕」が採用されており、各比率の分母（実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額）となっている。

「標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）」の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の年度別推移

（単位：千円、％）

区 分	28年度	29年度(b)	30年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 標準財政規模	27,928,426	28,058,258	28,189,906	131,648	0.5
標準税収入額等	21,776,911	21,767,395	21,515,493	251,902	1.2
普通交付税	6,151,515	6,290,863	6,674,413	383,550	6.1
(2) 臨時財政対策債発行可能額	2,131,316	2,352,125	2,451,483	99,358	4.2
合 計	30,059,742	30,410,383	30,641,389	231,006	0.8

当年度の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）は306億4,138万円で、前年度に比べ2億3,100万円（0.8％）増加している。これは主に、標準税収入額等が減少したものの、普通交付税額が増加したためである。

（1）標準財政規模

標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

（2）臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、その元利償還金について後年度に交付税措置されるとされている。

健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率であり、11.78%（当市30年度の場合）が早期健全化基準、20%が財政再生基準である。なお、当市における「一般会計等」の対象会計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計である。

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

(2) 実質赤字比率の状況

平成30年度決算における実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	28年度	29年度(b)	30年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 (実質赤字額) (A)	312,006	319,870	281,725	38,145	11.9
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) (B)	30,059,742	30,410,383	30,641,389	231,006	0.8
実質赤字比率 (A)/(B)	-	-	-		
参考 (黒字比率) (1)	(1.03%)	(1.05%)	(0.91%)	(0.14ポイント)	

1 実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

当年度の実質収支額は2億8,172万円の黒字であり、前年度に比べ3,814万円(11.9%)減少している。なお、黒字比率としては0.91%となり、前年度に比べ0.14ポイント低下している。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の状況(30年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d) (1)	実質収支額 (c)-(d)
一 般 会 計	56,850,498	56,445,910	404,588	122,863	281,725
用地先行取得事業特別会計	2,355,149	2,354,962	187	187	0
中央北地区土地区画整理事業特別会計	2,102,661	2,101,461	1,200	1,200	0
合 計	61,308,308	60,902,333	405,975	124,250	281,725

会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

1 翌年度へ繰り越すべき財源 = 継続費 + 繰越明許費 + 事故繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰延額
- - に係る未収入特定財源

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率」であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。当市 30 年度の場合、早期健全化基準は 16.78%（各団体の財政規模に応じて毎年度算定）、財政再生基準 30%である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計（6 会計）及び公営企業会計（3 会計）である。

なお、公営企業会計では、一般会計等という「実質赤字」の類似概念として「資金不足額」を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に「流動負債の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額」と定義される。

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{(臨時財政対策債発行可能額を含む)}$$

(2) 連結実質赤字比率の状況

30 年度決算における全会計の実質赤字額（資金不足額）を合計した連結実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	28年度	29年度(b)	30年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一般会計等(実質収支額) (A)	312,006	319,870	281,725	38,145	11.9
一般会計	312,006	319,870	281,725	38,145	11.9
用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
中央北地区土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	-
ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計(実質収支額) (B)	1,324,099	541,523	665,059	123,536	22.8
国民健康保険事業特別会計	1,004,728	148,406	375,325	226,919	152.9
後期高齢者医療事業特別会計	84,397	86,284	90,710	4,426	5.1
農業共済事業特別会計	0	0	0	0	-
介護保険事業特別会計	234,974	306,833	199,024	107,809	35.1
イ 公営企業会計(資金剰余額・資金不足額) (C)	5,668,429	5,823,142	6,517,624	694,482	11.9
法適用 水道事業会計	3,928,499	4,138,021	4,431,791	293,770	7.1
" 下水道事業会計	2,409,256	2,473,880	2,656,482	182,602	7.4
" 病院事業会計	669,326	788,759	570,649	218,110	-
合 計 (A) + (B) + (C) = (D)	7,304,534	6,684,535	7,464,408	779,873	11.7
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	30,059,742	30,410,383	30,641,389	231,006	0.8
連結実質赤字比率 (D) / (E) 参考(黒字比率) ()	- (24.30%)	- (21.98%)	- (24.36%)	(2.38ポイント)	

連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額（又は資金不足額）の合計額は、74億6,440万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ7億7,987万円（11.7%）増加しているが、これは主に、介護保険事業特別会計で1億780万円減少したものの、公営企業会計の水道事業会計（資金剰余額）で2億9,377万円、国民健康保険事業特別会計で2億2,691万円増加、また、病院事業会計で資金不足額が2億1,811万円減少（改善）したためである。（公営企業会計における資金剰余額・資金不足額の詳細は、14頁「資金不足比率」参照）この結果、黒字比率としては24.36%となり、前年度に比べ2.38ポイント上昇している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計以外の各特別会計別の実質収支額の状況は、次表のとおりである。

特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(30年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a) - (b)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (d)	実質収支額 (c) - (d)
国民健康保険事業	16,425,421	16,050,096	375,325	0	375,325
後期高齢者医療事業	3,224,988	3,134,278	90,710	0	90,710
農業共済事業	6,705	6,705	0	0	0
介護保険事業	12,751,912	12,552,888	199,024	0	199,024
合 計	32,409,026	31,743,967	665,059	0	665,059

3 実質公債費比率（3カ年平均）

(1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方財政法上、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準として用いられており、18%以上になると地方債許可団体に移行することとなる。

【計算式】 実質公債費比率（3カ年平均）

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{c} \text{(A)} \\ \text{地方債の元利償還金} \\ \text{(繰上償還等除く)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{(B)} \\ \text{準元利償還金 (1)} \end{array} \\
 - \left(\begin{array}{c} \text{(C)} \\ \text{特定財源 (2)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{(D)} \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 (3)} \end{array} \right) \\
 = \frac{\begin{array}{c} \text{(E)} \\ \text{標準財政規模 4ページ参照} \\ \text{(臨時財政対策債発行可能額} \\ \text{を含む)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(D)} \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 (3)} \end{array}}
 \end{array}$$

1 (B) 準元利償還金〔ア～オまでの合計額〕

- ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額
- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子

2 (C) 特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税、その他

3 (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、災害復旧費等に係る基準財政需要額、密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

当年度の実質公債費比率（3カ年平均）は10.7%（早期健全化基準25%）で、前年度算定に比べ0.7ポイント低下（改善）している。これは、分母では、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の増により控除額を差し引いた合計が1億8,396万円（0.7%）増加したのに対して、分子では、準元利償還金が6,145万円（2.2%）増加したものの、元利償還金（繰上償還等を除く）が1億6,360万円（2.7%）減少し、控除額となる元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が9,131万円（2.5%）増加したことなどにより、分子全体の実質的な公債費の合計額が1億8,439万円（6.1%）減少したためである。

元利償還金の減は、主に用地先行取得事業特別会計の償還金に係るものであり、元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増は、主に災害復旧費等に係る基準財政需要額の増によるものである。また、準元利償還金の増は、主に公債費に準ずる債務負担行為に係るものの増によるものである。

当年度の単年度比率は10.16%で、前年度に比べ0.05ポイント低下している。これは、分母では、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の増により控除額を差し引いた合計が4,881万円（0.2%）増加したのに対して、分子では、元利償還金が1億5,066万円（2.6%）、準元利償還金が1億2,678万円（4.6%）増加したものの、控除額となる元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が1億8,219万円（4.9%）、元利・準元利償還金に充てられる特定財源が1億310万円（5.0%）増加したことにより、分子全体の実質的な公債費の合計額が785万円（0.3%）減少したためである。元利償還金の増は、主に中央北地区土地区画整理事業特別会計の償還金に係るものであり、準元利償還金の増は、主に公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金の増によるものである。また、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増は、主に災害復旧費等に係る基準財政需要額の増によるものであり、元利・準元利償還金に充てられる特定財源の増は、主に地域開発事業債の元利償還金の増加により、償還に充てる保留地処分金が増加したことによるものである。

当比率（3カ年平均）については、市中期財政運営プランにおいて、令和5年度に8.2%まで低下するとしているが、阪神間各市と比較しても高い水準で推移していることから今後もその動きについて十分注視する必要がある。

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」であり、350%が早期健全化基準となっている。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高（ストック）ベースでの財政負担を表す指標である。当比率においても、実質公債費比率と同様の考え方に基づいて、将来負担額に対する充当可能財源として都市計画税が算入されている。

【計算式】

<p>(A) 将来負担額 (1)</p>	-	<p>(B) 充当可能財源等 (2) (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額)</p>
<p>将来負担比率 = _____</p>		
<p>(C) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行 可能額を含む) 4 ページ参照</p>	-	<p>(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 〔 実質公債費比率(D)と同じ額 〕 8 ページ参照</p>

1 (A) 将来負担額〔ア～キまでの合計額〕

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

2 (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額〕

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入（地方債を財源とする貸付金の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計画税の収入額等）
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(2) 将来負担比率の状況

30年度決算における将来負担比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

将来負担比率の年度別推移

(単位: %)

比率	28年度	29年度(b)	30年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	99.7	106.3	117.5	+11.2ポイント

【30年度決算の状況】

将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	(A) - (B)	(単位: 千円)
104,324,412	72,906,856	31,417,556	
標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (4ページ参照)	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (8ページ参照)	(C) - (D)	将来負担比率
30,641,389	3,912,311	26,729,078	117.5%

【(A)将来負担額】

(単位: 千円)

年度	地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	将来負担額合計(A)
28	63,022,374	14,907,242	7,509,240	3,874,076	7,437,959	178,013	96,928,904
29	68,877,968	13,804,805	7,852,780	3,172,782	7,252,141	157,367	101,117,843
30	72,035,359	14,462,102	7,433,939	2,454,277	7,884,819	53,916	104,324,412
増減	3,157,391	657,297	418,841	718,505	632,678	103,451	3,206,569
増減率	4.6%	4.8%	5.3%	22.6%	8.7%	65.7%	3.2%

【(B)充当可能財源等】

年度	充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額		充当可能財源等合計(B)
			うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額	
28	4,703,345	18,882,661	16,708,295	47,049,590	70,635,596
29	6,893,494	18,094,893	15,148,562	47,742,849	72,731,236
30	7,121,048	16,055,888	12,961,524	49,729,920	72,906,856
増減	227,554	2,039,005	2,187,038	1,987,071	175,620
増減率	3.3%	11.3%	14.4%	4.2%	0.2%

【(A)将来負担額 - (B)充当可能財源等】

年度	将来負担額合計(A)	充当可能財源等合計(B)	差引(A)-(B)
28	96,928,904	70,635,596	26,293,308
29	101,117,843	72,731,236	28,386,607
30	104,324,412	72,906,856	31,417,556
増減	3,206,569	175,620	3,030,949
増減率	3.2%	0.2%	10.7%

増減は「30年度 - 29年度」、増減率は「((30年度-29年度)/29年度) × 100」

当年度の将来負担比率は 117.5%（早期健全化基準 350.0%）で、前年度に比べ 11.2 ポイント上昇（悪化）している。これは主に、充当可能財源等が 1 億 7,562 万円（0.2%）増加したものの、将来負担額が 32 億 656 万円（3.2%）増加したことにより、分子全体（将来負担額 - 充当可能財源等）が 30 億 3,094 万円（10.7%）増加したためである。

当比率の計算式に示されている「（A）将来負担額」及び「（B）充当可能財源等」の概要は、次のとおりである。

(3)（A）将来負担額〔1,043 億 2,441 万円〕

当比率の算定における「（A）将来負担額」は 1,043 億 2,441 万円で、前年度に比べ 32 億 656 万円（3.2%）増加している。これは主に、組合等負担等見込額が 7 億 1,850 万円（22.6%）減少したものの、地方債の現在高が 31 億 5,739 万円（4.6%）及び債務負担行為に基づく支出予定額が 6 億 5,729 万円（4.8%）それぞれ増加したためである。

地方債現在高は 720 億 3,535 万円で、前年度に比べ、用地先行取得事業特別会計で 5 億 788 万円及び中央北地区土地区画整理事業特別会計で 2 億 7,858 万円減少したものの、一般会計で 39 億 4,386 万円増加している。一般会計における当年度の市債発行額の主なものは、キセラ川西プラザの施設整備事業や、公園設備の整備事業に係るものなどである。

(4)（B）充当可能財源等〔729 億 685 万円〕

「（B）充当可能財源等」は 729 億 685 万円で、前年度に比べ 1 億 7,562 万円（0.2%）増加している。これは、充当可能特定歳入が 20 億 3,900 万円（11.3%）減少したものの、基準財政需要額算入見込額が 19 億 8,707 万円（4.2%）及び充当可能基金が 2 億 2,755 万円（3.3%）それぞれ増加したためである。

基準財政需要額算入見込額は 497 億 2,992 万円で、主なものは、公債費 428 億 690 万円及び地域振興費 35 億 1,971 万円である。

当年度の将来負担比率については、前述のとおり、施設整備等に係る市債発行が影響したことなどから上昇（悪化）しており、市債の残高や今後の発行額等については、引き続き注視していく必要がある。

資金不足比率の状況

1 資金不足比率（公営企業ごとに算定）

(1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、「公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率（各会計ごとに算定）」である。当比率において使用する「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に「流動負債が流動資産を超える場合、その超える額」としており、従来の再建制度において赤字額として用いてきた「不良債務」と同様の考え方である。

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= \left[\text{流動負債の額} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等} - \text{控除額} - \text{PFI建設事業費等} \right] \\ &\quad + \text{算入地方債の現在高} \\ &\quad - \left[\text{流動資産の額} - \text{控除財源} - \text{控除額} \right] \quad (- \text{解消可能資金不足額}) \end{aligned}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} + \text{指定管理者の利用料金収入の額} - \text{受託工事収益の額}$$

資金剰余額・資金不足額（平成30年度決算）

(単位:千円)

会計	流動資産等 (1) (a)	流動負債等 (2) (b)	算入地方債の 現在高 (3) (c)	資金剰余額 (資金不足額) (d)=(a)-(b)-(c)	解消可能 資金不足額 (4) (e)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した 資金不足額) (i)=(d)-(e)
水道事業	4,959,652	527,861	0	4,431,791	0	4,431,791
下水道事業	3,074,581	418,099	0	2,656,482	0	2,656,482
病院事業	634,413	1,205,062	126,960	697,609	126,960	570,649
合計	8,668,646	2,151,022	126,960	6,390,664	126,960	6,517,624

事業の規模（平成30年度決算）

(単位:千円)

区分	営業収益 (g)	指定管理者 料金収入 (h)	受託工事収益 (i)	事業の規模 (j)=(g)+(h)-(i)
水道事業	2,978,428	0	11,249	2,967,179
下水道事業	2,343,736	0	0	2,343,736
病院事業	4,020,840	0	0	4,020,840
合計	9,343,004	0	11,249	9,331,755

資金不足比率
-
-
14.1%

各公営企業会計の決算書を基に決算統計の数字を用いて算定している。

- | | |
|-------------|--|
| 1 流動資産等 | 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 |
| 2 流動負債等 | 流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - PFI建設事業費等 |
| 3 算入地方債の現在高 | 建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額 |
| 4 解消可能資金不足額 | 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 |

(2) 資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計（水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業）における資金不足比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区 分	会計名	28年度	29年度(B)	30年度(A)	増減(A)-(B)
資金不足比率() (資金不足額/事業規模) 経営健全化基準20.0%	水道事業	-	-	-	-
	下水道事業	-	-	-	-
	病院事業	14.0%	16.9%	14.1%	2.8ポイント
資金剰余額 (資金不足額)	水道事業	3,928,499	4,138,021	4,431,791	293,770
	下水道事業	2,409,256	2,473,880	2,656,482	182,602
	病院事業	669,326	788,759	570,649	218,110

資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「-」で表示している。

公営企業3会計のうち、水道事業で44億3,179万円、下水道事業で26億5,648万円の資金剰余額が生じているが、病院事業においては5億7,064万円の資金不足額が生じている。

病院事業の資金不足比率〔事業規模(医業収益)に対する資金不足額の割合〕は14.1%で、前年度に比べ2.8ポイント低下(改善)している。

当年度の比率が対前年度2.8ポイント低下した主な要因は、比率の算定における医業収益(分母)が6億3,155万円(13.6%)減少したものの、資金不足額(分子)が、対前年度2億1,811万円(27.7%)減少(改善)したためである。これは主に、分子の資金不足額の算定において、流動資産等では現金預金の増(6,676万円)と未収金の減(1億4,186万円)等で対前年度8,101万円減少したものの、流動負債等では、未払金の増(2億3,410万円)と一時借入金の減(4億円)等で対前年度2億9,912万円減少したことにより、資金不足額全体で2億1,811万円の減少となっていることによるものである。また、分母の医業収益で6億3,155万円(13.6%)減少した主な要因は、入院収益で、入院診療単価は増加したものの、延患者数が減少し、外来収益で、紹介患者数や初診患者数が減少したことなどにより、それぞれ減収となったためである。

平成26年度に、比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する経営健全化基準である20%以上となり経営健全化団体となったため、28年3月に経営健全化計画(27年度から30年度までの4カ年計画)を策定した。しかし、当計画との比較では、入院収益で計画値35億3,200万円に対し、当年度決算額は26億685万円で9億2,514万円下回り、また、外来収益でも計画値11億1,000万円に対し、当年度決算額は9億9,326万円で1億1,673万円下回ったことなどが影響し、当年度の資金不足比率の計画値11.8%に対して2.3ポイント上回り、28年度から3年度にわたって計画値を達成していない。

市は29年5月に「(仮称)川西市立総合医療センター構想案」を公表した。29年11月には、指定管理者候補の選定を行い、30年3月の市議会本会議にて、指定管理者を指定する議案が可決した。30年4月に「市立川西病院の管理運営に関する基本協定」を指定管理者と締結し、31年2月には「(仮称)川西市立総合医療センター基本構想」を策定した。市直営での運営は30年度が最終年度となり、31年4月より指定管理者による運営を開始

している。今後は従前の市立川西病院が果たしてきた市の基幹病院としての役割及び急性期病院としての基本的機能を維持していくとともに、指定管理者に対しては、適正な病院運営をしているか点検するためモニタリングを実施するとともに、指定管理者と一体になって地域医療支援病院として安心して安全な医療の提供に努められたい。

参考資料

阪神7市における比率の推移について

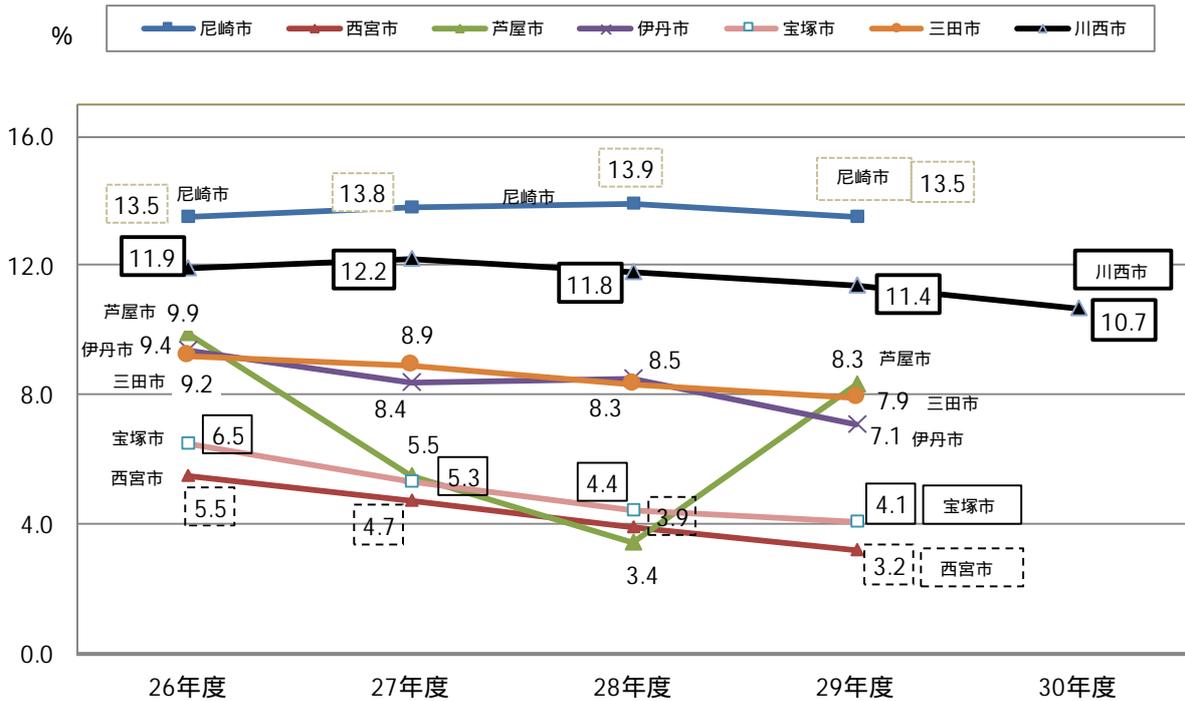
阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔平成26～29年度(川西市のみ30年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成

阪神7市：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率の年度別推移 (阪神7市)



(2) 将来負担比率

将来負担比率の年度別推移 (阪神7市)

